



平成28年度
**税制
改正**

平成28年4月
財務省

Chapter

1

法人課税 …… 3

成長志向の法人税改革

- (1) 税率の引下げ
- (2) 課税ベースの拡大等

その他の措置

- (1) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設
- (2) 復興を支援するための措置

Chapter

2

消費課税 …… 7

軽減税率制度の創設

- (1) 軽減税率制度の概要
- (2) 税額計算の方法
- (3) 安定的な恒久財源の確保
- (4) 軽減税率制度の円滑な導入・運用のための検証・取組み

その他の措置

- 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

個人所得課税・資産課税 … 13

- (1) 三世帯同居に対応した住宅リフォームに係る特例
- (2) セルフメディケーション推進のための
スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設
- (3) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例
- (4) 個人の寄附税制の包括的な見直し



国際課税 …… 15

- (1) BEPSプロジェクトを踏まえた多国籍企業
情報の報告等に係る制度の整備
- (2) 日台民間租税取決めに規定された内容を
実施するための国内法の整備



納税環境整備 …… 17

- (1) 国税のクレジットカード納付制度の創設
- (2) マイナンバー記載の対象書類の見直し
- (3) 加算税の加重措置の導入





成長志向の法人税改革

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した改革を更に推進し、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革します。

参考 改革初年度(平成27年度改正)における対応

- | | |
|---------------|---|
| (1) 税率の引下げ | 国・地方の法人実効税率 34.62% → 32.11% |
| (2) 課税ベースの拡大等 | ① 欠損金繰越控除の見直し
② 受取配当等益金不算入の見直し
③ 法人事業税(地方税)の外形標準課税の拡大
④ 租税特別措置の見直し(研究開発税制の見直しなど) |

(1) 税率の引下げ

法人税率を、平成28年度には**23.4%**に、平成30年度には**23.2%**に引き下げます。

※それぞれ、4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。

参考 国・地方の法人実効税率

目標としていた「法人実効税率20%台」を、改革2年目に実現します。

	従前	平成27年度 (改革初年度)	平成28年度 平成29年度 平成28年度改正(改革2年目)	平成30年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割(※)	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

(※) 大法人の場合。平成28年度までは地方法人特別税を含みます。

(2) 課税ベースの拡大等

① 租税特別措置の見直し

- 生産性向上設備投資促進税制について、期限どおり、平成28年度に縮減、平成29年度に廃止します。

	~平成27年度	平成28年度	平成29年度
機械装置など	即時償却 or 5%税額控除	50%特別償却 or 4%税額控除	廃止
建物、構築物	即時償却 or 3%税額控除	25%特別償却 or 2%税額控除	廃止

※それぞれ、4月1日以後に取得等をする資産について適用されます。

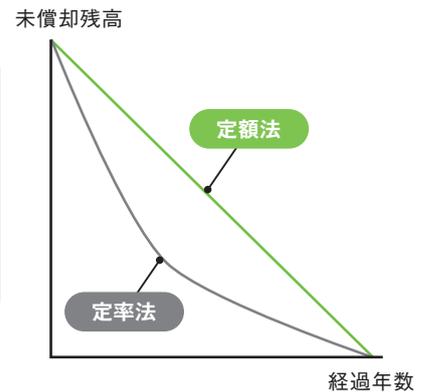
- その他、環境関連投資促進税制や雇用促進税制などの見直しを行います。

②減価償却の見直し

建物と一体的に整備される「建物附属設備」や、建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法について、定額法に一本化します。

	改正前	改正後
建物	定額法	定額法
建物附属設備、構築物	定額法 or 定率法	定額法
機械装置、器具備品等	定額法 or 定率法	定額法 or 定率法

※平成28年4月1日以後に取得等をする資産について適用されます。



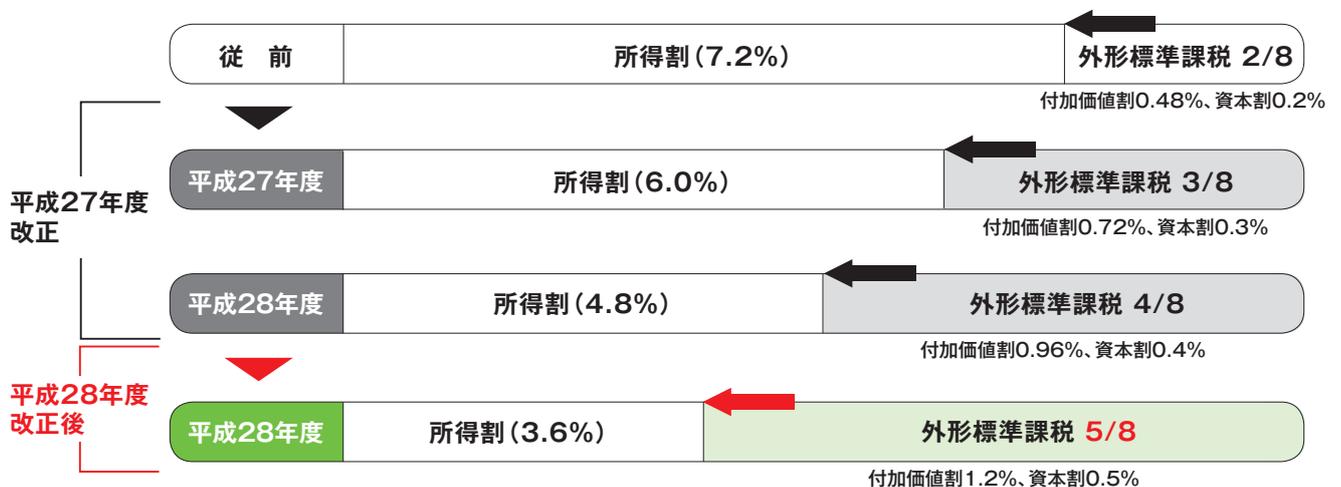
③欠損金繰越控除の更なる見直し

改革を加速しつつ、企業経営への影響を平準化するための見直しを行います。

	従前	平成27年度改正	平成28年度改正後
控除限度 (大法人)	所得の80%	平成27年度 → 所得の65% 平成28年度 平成29年度以後 → 所得の50%	〔平成27年度 → 所得の65%〕 平成28年度 → 所得の60% 平成29年度 → 所得の55% 平成30年度以後 → 所得の50% ※それぞれ、4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。
繰越期間	9年	平成29年度以後の欠損金 → 10年	平成30年度 以後の欠損金 → 10年 ※平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金について適用されます。

参考 法人事業税(地方税)の外形標準課税の更なる拡大

●改革を加速し、大法人について、外形標準課税を更に拡大します。



※所得割の税率には、地方法人特別税の税率を含みます。
※平成28年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

●一定規模以下の法人に負担増が生ずる場合には、その一部を軽減します。(平成28~30年度)

その他の措置

(1) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設

地方公共団体が行う地方創生事業を国が認定する枠組み(地域再生法の改正)の下で、認定事業に対する寄附金額の一部を税額控除する制度を導入します。

※地方交付税の不交付団体であって、東京圏・近畿圏中心部・中部圏中心部にある団体は上記枠組みの対象となりません。

※主たる事務所の立地団体に対する寄附は対象となりません。

※地域再生法の一部改正法施行日から平成32年3月31日までの間に支出する寄附について適用されます。

従前の損金算入措置(約3割の負担軽減)に加えて、

①法人事業税:寄附金額×10%の税額控除(税額の20%(平成29年度以降は15%)を上限)

②法人住民税:寄附金額×20%の税額控除(税額の20%を上限)

③法人税 : ②で控除しきれなかった金額と寄附金額×10%のうちいずれか少ない金額の税額控除(税額の5%を上限)



(2)復興を支援するための措置

復興特区の税制(機械等の特別償却等、被災雇用者等を雇用した場合の税額控除等)について、一定の見直しを行いつつ、適用期限を5年延長します。その際、被災地の実情を踏まえて要件の一部を緩和します。

参考 消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正

- 暫定措置である地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に還元します。
- 地域間の税源の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げと、地方法人税(全額が地方交付税の原資)の税率引上げを行います。

※平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。

財務省ホームページの御紹介

財務省ホームページの税のページでは、税制改正の内容の御紹介などのほか、税に関するメールマガジンの配信サービスや、税について基本的な内容が記載されたパンフレットなども掲載しています。是非、御覧ください。

STEP
1

<http://www.mof.go.jp>



又は 財務省 **検索** をクリック

STEP
2

税制
(国の税金のしくみ) をクリック
→ 税制ホームページへ



財務省ホームページ



軽減税率制度の創設

(1) 軽減税率制度の概要

消費税率引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、

- 平成29年4月1日より「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞の定期購読料」を対象に消費税の軽減税率制度を導入します。

※輸入時に課される「酒類を除く飲食料品」の消費税についても軽減税率の対象となります。

- 軽減税率対象品目の税率は8%とします(標準税率は10%)。

対象品目(酒類・外食を除く飲食料品)のイメージ



【一体商品の取扱い】

○軽減税率の対象である食品が、他の商品と一体として販売される場合は、一体商品の販売価格(税抜き)が1万円以下のもので、その価額のうち食品に係る価額が2/3以上を占めている場合に限り、その全体が軽減税率の対象となります(一体商品全体の価格のみが提示されている場合に限りです)。

※色のついた部分が軽減税率対象品目です。

(参考)食品表示法に規定する食品とは、加工食品、生鮮食品、食品添加物をいいます。

(注1)外食とは、飲食に用いられる設備(テーブル、椅子、カウンターなど)のある場所において、飲食料品を飲食させるサービスをいいます。

(注2)有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、幼稚園、小学校、中学校等で提供される一定の飲食料品・給食等が軽減税率の対象となります。

(注3)複数の商品(次の①~③のうち異なる二以上の区分の商品)を同時に販売(一括譲渡)する場合に、その販売価格が合理的に区分されていない場合には、①又は②に係る資産の譲渡等の対価の額はそれぞれ次の計算式により計算した金額となります。

- ①消費税が課される商品(②を除く)
- ②軽減税率の対象となる商品
- ③消費税が非課税となる商品

$$\text{一括譲渡した商品の販売価格} \times \frac{\text{①又は②の商品の価額}}{\text{一括譲渡した商品の価額}}$$

複数税率制度の下で適正な課税を確保する観点から、

- 平成33年4月より適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)を導入します。
- 平成29年4月から4年間は事業者の準備等の執行可能性に配慮し、簡素な方法(区分記載請求書等保存方式及び税額計算の特例)を導入します。

施行のスケジュール

		H29.4 ← 経過措置期間 → H33.4		H36.4	H39.4
		4年間		3年間	3年間
		請求書等保存方式 (現行制度)	区分記載請求書等保存方式 (簡素な方法)	適格請求書等保存方式 (インボイス制度)	
消費税率		8%	(標準税率) 10% (軽減税率) 8%		
税額計算の方法		← 「割戻し計算」 (現行どおり) →		「積上げ計算」または「割戻し計算」	
請求書等	記載事項	現行の記載事項 ・発行者及び受領者の氏名又は名称 ・取引の年月日、内容、対価の額 (税込み)	左記事項に、 ・軽減税率の対象品目である旨 ・税率ごとに区分して合計した対価の額 (税込み) が追加されます ※受領者による追記も可能	左記事項に、 ・登録番号 ・税率ごとに区分して合計した対価の額 (税込み又は税抜き) 及び適用税率 ・税率ごとに区分して合計した消費税額が追加されます	
	売り手の交付義務	← 交付義務なし (現行どおり) →		交付義務あり	
仕入税額控除の要件		← 請求書等の保存が要件 (現行どおり) →		適格請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可 (ただし、以下の特例を設けます)	
税額計算の特例	売上税額の特例	—	軽減税率対象売上のみなし計算 (4年間) ※中小事業者以外の事業者は1年間	—	
	仕入税額の特例	—	○軽減税率対象仕入のみなし計算 (1年間) ○簡易課税の事後選択等 (1年間)	—	
				免税事業者からの仕入税額控除の特例 (80%控除)	(50%控除)

(2) 税額計算の方法

① 区分記載請求書等保存方式 平成29年4月から平成33年3月まで

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講じます。

■ 請求書等

● 売り手が発行する請求書等の記載事項

現行の記載すべき事項に、

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み)が追加されます。

※ 現行と同様、「請求書等」には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。

● 買い手は、区分記載請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。

※ 免税事業者も、区分記載請求書を交付することができます。

※ 上記①及び②の記載がない請求書等については、買い手が事実に基づき追記できるものとします。

※ 現行と同様、

- ・ 売り手には区分記載請求書の交付及び写しの保存義務はありません。
- ・ 帳簿の保存も仕入税額控除の要件となります。
- ・ 支払対価の額が3万円未満の場合や区分記載請求書の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、帳簿のみの保存により仕入税額控除をすることができます。

「区分記載請求書」

(イメージ)

請求書		
〇〇御中		
<input type="checkbox"/> 月分	21,800円(税込)	
<input type="checkbox"/> 月1日	牛肉 2kg ※	5,400円
<input type="checkbox"/> 月8日	割りばし 4箱	5,500円
合計		21,800円
		(10%対象 11,000円)
		(8%対象 10,800円)
△△(株)		
「※」は軽減税率対象であることを示します。		

■ 納付税額の計算方法

- 現行と同様、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて売上げ(仕入れ)に係る消費税額を計算する「割戻し計算」を維持します。

■ 経過措置(売上税額の計算の特例、仕入税額の計算の特例)

- 売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者が、売上げの一定割合^(注)を、軽減税率対象品目の売上げとして税額計算することができる特例を設けます。

(注)	対象者	割合
①	仕入れを管理できる卸売・小売事業者(簡易課税制度適用事業者を除きます)	仕入総額に占める軽減税率対象品目に係る仕入金額の割合
②	①以外の事業者	通常の連続する10営業日の売上総額に占める軽減税率対象品目の売上金額の割合
③	①・②の計算が困難な事業者(主として軽減税率対象品目の販売を行う事業者に限ります)	50%

※ 中小事業者(基準期間における課税売上高が5千万円以下)は、軽減税率制度の導入から4年間(平成29年4月から33年3月までの期間)、この特例を選択することができます。

※ 中小事業者以外の事業者(基準期間における課税売上高が5千万円超)も、軽減税率制度の導入から1年間(平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間)、同様の特例を選択することができます。

- 仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者が、仕入れの一定割合^(注)を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができる特例を設けるほか、簡易課税制度の事後選択による適用等を可能とします。

(注) 売上げを管理できる卸売・小売事業者(簡易課税制度適用事業者を除きます)…売上総額に占める軽減税率対象品目に係る売上金額の割合

※ 仕入れの一定割合を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができる特例は、軽減税率制度の導入から1年間(平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間)選択することができます。

※ 簡易課税制度の事後選択による適用等の特例は、それぞれ次のとおりです。

- ・ 中小事業者(基準期間における課税売上高が5千万円以下)は、軽減税率制度の導入から1年間(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの日の属する課税期間)、簡易課税制度の事後選択をすることができます。
- ・ 中小事業者以外の事業者(基準期間における課税売上高が5千万円超)は、軽減税率制度の導入から1年間(平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間)、簡易課税制度に準じた方法による計算をすることができます。

② 適格請求書等保存方式 平成33年4月以降

「適格請求書」

(イメージ)

請求書			
〇〇御中			
□月分	20,000円(税抜)		
	消費税	1,800円	
□月1日	牛肉 2kg ※	5,400円	
□月8日	割りばし 4箱	5,500円	
合計	20,000円	消費税	1,800円
	(10%対象 10,000円	消費税	1,000円)
	(8%対象 10,000円	消費税	800円)
△△(株)	登録番号	XXX-XXX	
「※」は軽減税率対象であることを示します。			

請求書等

● 売り手が発行する請求書等の記載事項

区分記載請求書の記載すべき事項に、

① 登録番号

② 税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率

③ 税率ごとに区分して合計した消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額)が追加されます。

● 平成33年4月1日より、適格請求書発行事業者登録制度の登録^(注)を受けた課税事業者(売り手)は、取引の相手方(課税事業者)から求められた場合の適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます(適格請求書発行事業者として登録を受けた課税事業者のみ適格請求書等を交付することができます)。

(注) 適格請求書発行事業者の登録については、平成31年4月1日からその申請を受け付けます。

※ 小売業、飲食業、タクシー業等の不特定多数の者に対して販売等を行う一定の事業を行う場合については、取引の相手方の氏名等を省略するなど適格請求書の記載事項を簡易なものとする適格簡易請求書を交付することができます。

※ 偽りの適格請求書等の発行については罰則が設けられます。

● 買い手は、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります(免税事業者は適格請求書等を交付できないため、免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除をすることはできません。ただし、適格請求書等保存方式の導入後一定期間は、免税事業者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合^(注)を控除することができます)。

(注) 平成33年4月から平成36年3月まで…仕入税額相当額の80%
平成36年4月から平成39年3月まで…仕入税額相当額の50%

※ 現行と同様、帳簿の保存も仕入税額控除の要件となります。

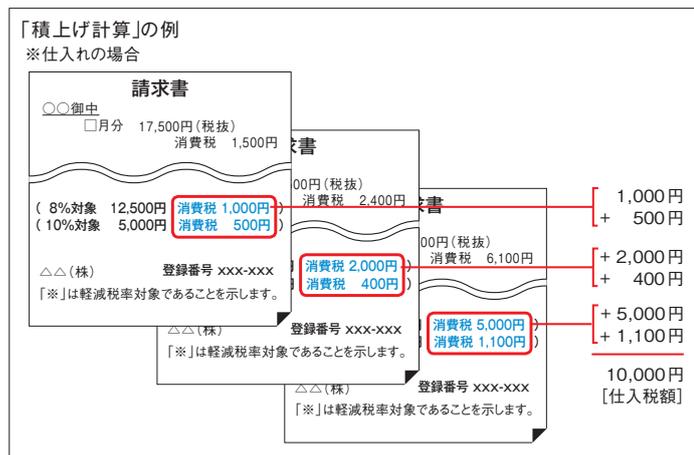
※ 適格請求書等の交付を受けることが困難な場合(自動販売機から購入する場合や中古品販売業者が消費者から仕入れる場合等で一定の場合)は、帳簿の保存により仕入税額控除をすることができます(適格請求書等の保存は不要です)。

※ 現行の支払対価の額が3万円未満の課税仕入れについて請求書等の保存を不要とする規定等は廃止されます(3万円未満の課税仕入れであっても、帳簿の保存により仕入税額控除が認められる場合を除き、適格請求書等の保存が必要となります)。

納付税額の計算方法

売上税額・仕入税額の計算は、適格請求書等に記載された消費税額を積み上げる「積上げ計算」と、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて仕上げ(仕入れ)に係る消費税額を計算する「割戻し計算」のいずれかの方法によることができます。

※ 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」によることとなります。



(3) 安定的な恒久財源の確保

軽減税率制度の導入に当たっては、財政健全化目標を堅持するとともに、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保するため、平成28年度税制改正法において次に掲げる旨を規定しています。

- ①平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
- ②財政健全化目標との関係や平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革や社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

(4) 軽減税率制度の円滑な導入・運用のための検証・取組み

軽減税率制度の円滑な導入・運用のため、平成28年度税制改正法において次に掲げる旨を規定しています。

- ①軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるため、政府に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための必要な措置を講ずる。
- ②軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税の確保の観点から、中小・小規模事業者の経営の高度化を促進しつつ、軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、軽減税率制度導入による簡易課税制度への影響、経過措置の適用状況などを検証し、必要と認められるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずる。

その他の措置

外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

外国人旅行者による旅行消費の経済効果を地方に波及させる観点から、平成28年5月より、

- 免税販売の対象となる購入下限額を引き下げます（一般物品、消耗品それぞれの購入下限額を5千円以上に統一）。

	改正前	改正後
一般物品（家電、バッグ、衣料品等）	1万円超	5千円以上
消耗品（飲食料品、医薬品、化粧品等）	5千円超	5千円以上

- 免税店から運送事業者を利用して海外へ免税対象物品を直送する場合には、購入記録票の作成を省略するなど、免税手続きを簡素化します。
- ショッピングセンター等が商店街等の組合員である場合には、商店街等の組合員でないショッピングセンター等の各店舗と商店街等の各店舗における免税手続きを「免税手続きカウンター」でまとめてできるようにします。

参考 → 地方税における車体課税の見直し

■ 自動車取得税の廃止

自動車取得税について、消費税率10%への引上げ時である平成29年4月に廃止します。

■ 自動車税及び軽自動車税における環境性能割の創設

自動車税及び軽自動車税において、自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境性能割を、平成29年4月から導入します。環境性能割においては、税率適用基準として平成32年度燃費基準を用いるとともに、平成27年度燃費基準も一部用いることで、自動車の消費の喚起、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入を通じた負担の軽減を図ります。



(1) 三世同居に対応した住宅リフォームに係る特例

自己の有する家屋に三世同居対応改修工事を行い、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供したときは、次のいずれかの特例を適用することができる制度を導入します。

【対象工事】1:キッチン 2:浴室 3:トイレ 4:玄関

【対象工事要件】 ①上記1から4までのいずれかを増設すること。
②改修後、上記1から4までのうち、いずれか2つ以上が複数となること
③対象工事の費用が50万円超であること。

①ローン控除の特例

三世同居対応改修工事を含む増改築工事に係る住宅ローン(償還期間5年以上)の年末残高1,000万円以下の部分について、一定割合を乗じた額を5年間の各年において所得税額から控除

控除額 = ローン残高 × 控除率

	ローン残高	期間	控除率
①増改築工事全体	~1,000万円	5年	1.0%
②うち三世同居対応改修工事	~250万円	5年	2.0%

※①は上限7.5万円、②は上限5万円、毎年合計12.5万円を上限(5年合計で62.5万円を上限)

②税額控除の特例

三世同居対応改修工事の標準的な費用の額の10%相当額(限度額:25万円)を、その年分の所得税額から控除

(2) セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、①特定健康診査(いわゆるメタボ健診)、②予防接種、③定期健康診断(事業主健診)、④健康診査、⑤がん検診のいずれかを受けている者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合には、その購入費用(年間10万円を限度)のうち1.2万円を超える額を所得控除できる制度を創設します。

※本特例の適用を受ける場合には医療費控除の適用を受けることができず、医療費控除の適用を受ける場合には本特例の適用を受けることができません。

(3) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

空き家の発生を抑制し、地域住民の生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、その家屋(その敷地を含みます。また、その家屋に耐震性がない場合は耐震リフォームをしたものに限り、)又は除却後の土地の譲渡(相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡に限り、)をした場合には、その家屋又は除却後の土地の譲渡益から3,000万円を控除することができる制度を導入します。

※主な適用要件

- ①相続した家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋(マンション等を除きます。)であって相続発生時に被相続人以外に居住者がいなかったこと。
- ②譲渡をした家屋又は土地は、相続時から譲渡時点まで居住、貸付け、事業の用に供されていたことがないこと。
- ③譲渡価額が1億円を超えないこと。

(4) 個人の寄附税制の包括的な見直し

■ 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除制度の導入

意欲と能力のある者が希望する教育を受けられるようにする観点から、国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入します。

■ 公益法人等への個人寄附に係る税額控除制度の拡充

公益活動を促進する観点から、一定の公益性が担保され、個人寄附に係る税額控除が認められている法人について、税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和します。

(改正前の税額控除対象法人の要件)

- ① 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること(絶対値要件) 又は
- ② 寄附金が法人収入の5分の1以上であること(相対値要件)

(改正後)

①の絶対値要件につき、公益目的事業費用等1億円を基準としてこれを下回る公益目的事業費用等の公益法人等については、寄附者数の要件を次のとおり緩和。

$$\text{絶対値要件の寄附者数} = 100人 \times (\text{公益目的事業費用等} / 1億)$$

(最低10人)

■ 寄附金受領者の事務コスト等の軽減措置

寄附金受領者の事務コスト等を軽減するため、寄附金控除の適用を受ける際に必要な領収書について、書面での交付に代えて、電子メール等による電子データの送付も可能とします。

参考▶ 地方税における農地保有に係る課税の強化・軽減

- 所有する全農地を農地中間管理機構に10年以上貸し付けた場合は、固定資産税等の課税標準を最初の3年間、価格の2分の1等とする特例措置を創設します。
- 農業委員会から農地中間管理機構との協議の勧告を受けた遊休農地について、通常の農地より固定資産税の評価額を引き上げます。

参考▶ 地方税における機械及び装置の固定資産税の特例措置の創設

中小企業の生産性向上に関する法律の制定を前提に、中小企業者等が、同法の施行の日から30年度末までに、一定の機械及び装置の取得をした場合には、固定資産税の課税標準を最初の3年間、価格の2分の1とする特例措置を創設します。



(1) BEPSプロジェクトを踏まえた多国籍企業情報の報告等に係る制度の整備

BEPSプロジェクトの勧告を踏まえ、多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して適正な課税を実現するため、多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するための制度を整備します。

具体的には、多国籍企業グループに対して、各国共通の様式に基づき、以下について税務当局に提供(または作成・保存)することを義務付けることとします。

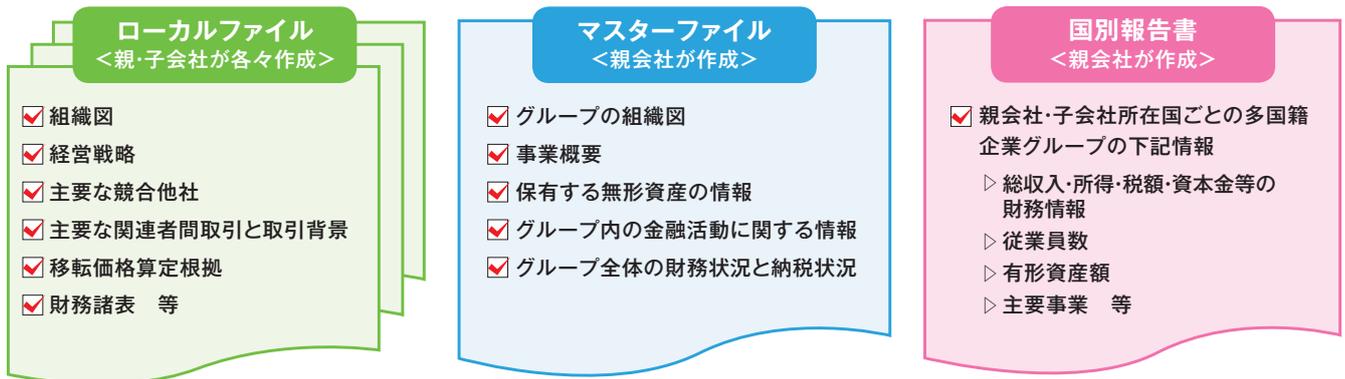
- 「ローカルファイル」: 関連者間取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報

※平成29年4月1日以後開始する事業年度分から作成・保存。

- 「マスターファイル(事業概況報告事項)」: グループの活動の全体像に関する情報

- 「国別報告書(国別報告事項)」: 国別の活動状況に関する情報

※マスターファイル及び国別報告書は、平成28年4月1日以後開始するグループの親会社の会計年度の情報から税務当局に提供。



■ BEPS(Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転)プロジェクトとは？

多国籍企業が各国の税制や国際課税ルールのずれを利用して行う租税回避を防止するため、OECD・G20が立ち上げた国際課税ルール全体を見直すプロジェクト。平成27年10月に15の行動計画について最終報告書が公表され、同年11月にはG20サミットに報告。今後は、各国において国内法の整備を実施することが求められており、日本でも段階的に対応予定。

(2)日台民間租税取決めに規定された内容を実施するための国内法の整備

日台間の健全な投資・経済交流を促進するため、平成27年11月、日台の民間窓口機関である公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間で、租税条約に相当する内容を規定している日台民間租税取決めが取り結ばれたところです。

この取決めに規定された内容を日本で実施するための国内法を整備します。

※台湾との関係に関する日本の基本的立場は、日台関係を非政府間の実務関係として維持するというものであり、台湾との間で国家間の国際約束である租税条約を締結することはできない。

「日台民間租税取決め」の概要

1.投資所得に対する課税の軽減

◆日台間で支払われる配当などについて、所得が生じる地域(源泉地)における課税の税率を引下げ。

		配当	利子	使用料
「日台民間租税取決め」		10%	免税(政府、中央銀行等受取り) 10%(その他)	10%
現行	台湾	20%	15%(金融商品)、 20%(その他)	20%
	日本	15%(上場)、 20%(非上場)	15%(金融商品)、 20%(その他)	20%

2.日台間の課税問題を解決するための枠組み

◆企業が進出先の税務当局から受けた課税について問題が生じた場合に、これを解決する枠組みを創設。
【相互協議】

3.日台間での租税に関する情報交換のための枠組み

◆日台それぞれにおけるより効果的な税務行政の執行のため、租税に関する情報を日台間で交換する枠組みを規定。【情報交換】



(1) 国税のクレジットカード納付制度の創設

国税の納付手段の多様化を図る観点から、平成29年1月より、インターネット上でのクレジットカード納付を可能とする制度を創設します。

※納付書で納付できる国税を対象とし、税目についての制限はありません。
※手数料は、利用者(納税者)の負担となります。

(2) マイナンバー記載の対象書類の見直し

マイナンバーを記載することによる本人確認手続等、納税者の負担が増加することを踏まえ、税務関係書類(申告書及び調書等を除く。)のうち申告等の主たる手続と併せて提出されることが想定される等の一定の書類について、原則、平成29年1月より、マイナンバーの記載を不要とする見直しを行います。

(3) 加算税の加重措置の導入

悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を賦課されたものが、再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合については、平成29年1月より、加算税を10%加重する措置を導入します。

「無申告又は仮装・隠蔽」を繰り返した場合

	【改正前】	【改正後】
〈無申告の場合〉 無申告加算税	→ 15% (20% ^(※))	→ 25% (30% ^(※))
〈仮装・隠蔽の場合〉 重加算税(過少・不納付)	→ 35%	→ 45%
重加算税(無申告)	→ 40%	→ 50%

(※)無申告加算税が課される納付すべき税額のうち50万円超の部分が対象となります。

平成28年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額（単位：億円）

改 正 事 項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
（1）スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設	▲ 30	-
（2）既存住宅の三世同居改修工事に係る特例の創設	▲ 10	0
個人所得課税 計	▲ 40	0
2. 法人課税		
（1）法人税率の引下げ	▲ 3,340	▲ 1,550
（2）生産性向上設備投資促進税制の見直し	2,410	570
（3）その他の租税特別措置の見直し	240	140
（4）減価償却の見直し	650	570
（5）地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設	▲ 20	-
法人課税 計	▲ 60	▲ 270
3. 消費課税		
（1）外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し	▲ 70	▲ 50
（2）高額資産を取得した場合における消費税の特例措置の見直し	10	10
消費課税 計	▲ 60	▲ 40
合 計	▲ 160	▲ 310

- (注1) 上記の計数は10億円未満を四捨五入しています。
- (注2) 「2.(1)法人税率の引下げ」の平年度の減収見込額は、平成30年4月1日以降に開始する事業年度より適用される改正の減収見込額です。（平成28年4月1日以降に開始する事業年度より適用される改正の平年度の減収見込額は▲2,390億円です。）
- (注3) 「2.(2)生産性向上設備投資促進税制の見直し」の平年度の増収見込額は、平成29年4月1日以降の取得分より適用される改正の増収見込額です。（平成28年4月1日～平成29年3月31日の取得分に適用される改正の平年度の増収見込額は720億円です。）
- (注4) 「2.(2)生産性向上設備投資促進税制の見直し」「2.(3)その他の租税特別措置の見直し」「2.(4)減価償却の見直し」の中には、損益計上時期の変化に伴う一時的な増収が含まれます。
- (注5) 「2.(3)その他の租税特別措置の見直し」は、環境関連投資促進税制の見直し（平年度140億円、初年度100億円）、雇用促進税制の見直し（平年度80億円、初年度30億円）及び国際戦略総合特区税制の見直し（平年度20億円、初年度10億円）です。
- (注6) 「2.法人課税」のうち「欠損繰越控除の更なる見直し」については、平成27年度改正において、繰越欠損金の控除限度の50%までの引下げによる増減収見込額を既に計上しているため、平成28年度の税制改正による増減収見込額としては計上していません。
- (注7) 地方法人税の税率引上げによる特別会計分の増収見込額は、平年度8,221億円。地方法人特別税の廃止による特別会計分の減収見込額は、平年度▲18,809億円となります（総務省試算）。

【別掲】 軽減税率関係

（単位：兆円）

消費税の軽減税率制度の導入（平成29年4月より施行予定）	▲1.0 程度（うち国分▲0.8程度）
------------------------------	---------------------

- (注1) 上記の計数は、国分と地方分の計数を合計し、1千億円未満を四捨五入しています。
- (注2) 軽減税率制度の導入にあたっては、平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保することとされています。

皆さんの集まりや、
学校の授業などに
出張します!!



財務省では、税の仕組みや課題、取り巻く経済環境等の共有、意見交換を目的として、皆さんの集まりや勉強会、職場研修、ゼミ、中学・高校の授業等に職員が訪問して、お話ししています。

日時、場所、内容など、適宜ご相談に応じます。
お気軽に、下記のメールアドレスにお問い合わせください。

 tax-houmon@mof.go.jp

- ※もちろん、税に関する知識は、問いません。
- ※原則として、10名程度以上のグループを対象とさせていただきます。
- ※なお、日程の都合上、御希望に沿えないこともある旨、予めご了承下さい。

平成28年4月
財務省

リサイクル適性 
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

※このパンフレットは、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）等の内容をわかりやすくまとめたものです。
（「所得税法等の一部を改正する法律」は、平成28年3月29日に可決・成立しました。）